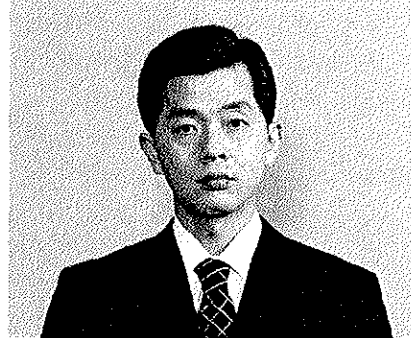


TEL 095-825-1132
FAX 095-827-3658
E-mail info@nagatakaikai.co.jp
URL <http://www.nagatakaikai.co.jp/>

社員紹介コーナー

【 今月号でご紹介する社員は、山田学です。 】

入社して19年目になりました。もうベテランの域ですが、まだまだ知らないことばかりです。これからも皆様のお役に立てるように、日々精進していきますので、これからも宜しくお願いします。



山田 学
入社19年目
45歳

社員よりのコメント

- 田平：厳しさもあり、優しさもあり、たまに笑いもある方です。経験年数も長く、当社のエースです！いつもお客様のためにをモットーにされており、社内にはいません。そのためお客様からは常に頼りにされており、携帯がいつもなっているという感じです。体調にはくれぐれも気をつけてください！！
- 山口：すごく頭の回転が早い方でいつもついていけなくなります。お客様を第一に考えて、どうすればお客様のお役立ちになれるかを常に考えながら仕事をされている方です。何か心配事があれば、快く相談にのってくれる頼れる課長です。
- 池松：クールな第一印象とは違い、非常に優しく心の温かい方です。仕事に対する情熱、経験、勉強量など全てが抜群でとても頼りになる上司です。これからも体調に気をつけて皆のお手本になり続けてください。

ご案内

～平成22年経費削減セミナー開催～

日時：平成22年11月18日（木） 13:30～15:30

場所：永田会計ビル4F セミナー室



内容： 経費削減で財務改善！
～経費削減のポイント～



【 セミナーの詳細・申込要項等詳細は、11月5日（金）送信予定の「セミナーのご案内」にて、ご案内します。 】

生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更等についての続報

先般、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないとする最高裁判所の判決がありました（平成22年7月6日）。

この具体的な計算例や取扱い、どこまでさかのぼって還付されるのか、について、10月1日、国税庁ホームページ上で情報が公開されました。

○ 手続方法

まず、本来の規定により還付できる期限、5年以内の部分(平成17年～21年分)は、今月下旬に予定されている所得税法施行令の改正とともに手続きができます。

ただし、手続きできる方法によって、還付できる期間が変わりますので、注意が必要です。

すでにその年分において確定申告を提出した人は、更正の請求の手続きとなります。この請求期限は、事実を知った日から2ヶ月以内です。

しかし、税務署長が減額更正できる期間は原則、5年間ですから、申告書提出日によっては平成22年12月末日となる場合もあります。

一方、その年分において確定申告を提出していない人は、確定申告(還付申告)の手続きとなります。この場合の提出期限は、申告年分の翌年1月1日から5年経過する日までです。たとえば、平成17年分であれば、原則、平成22年12月末日が期限です。

それでは、上記期限を超えた年分はどうなるのでしょうか。

これについては、平成12年分から平成16年分までに限り、特例措置により手続きが可能となる予定です。手続きが可能となる場合には、特例措置により期限が設けられることとなります。そのため、原則手続き期限が設けられている上記についても、この特例措置の期限内で手続きがとれるよう配慮される予定です。

○ 遺族が受給する保険年金について税務上の取扱いの変更

(変更前) 各年の「保険年金」の所得金額(年金収入額－支払保険料)の全額に所得税を課税。



(変更後) 各年の「保険年金」を所得税の課税部分と非課税部分に振分け、課税部分の所得金額(課税部分の年金収入額－課税部分の支払保険料)にのみ所得税を課税。

「保険年金」支給の初年は全額非課税で、2年目以降、非課税部分が徐々に減少していく簡易な計算方法により所得税非課税部分を算定していきます(支給開始年から終了年に向けて、非課税部分は、段階的に減少していくことになります。)

今月末頃国税庁よりQ&Aやフローチャート、手続き方法などが改めて開示される予定です。また、これらの情報が出ましたら、あらためてお伝えします。

また、各保険会社から、予想される該当者へ年金情報等の資料が個別で郵送される予定だそうですが、住所変更等により保険会社が把握しきれていない場合には、個別送付されない可能性もあります。「もしかして」と思われたら、まず保険会社へ確認してみることが先決でしょう。